

利用規約

パームスレンジプラス(以下、本クラブといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は株式会社パームスレンジプラスが行います。

第2条(入会条件)

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。

刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不相当と認める方は、入会資格がありません。

また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条(入会手続き)

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条(入会金)

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。

なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条(入会除名)

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- ① 本クラブの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- ② 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
- ③ 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- ④ 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
- ⑤ 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ⑥ 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦ 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ⑧ 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- ⑨ その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認められたとき。

第6条(月会費)

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。

会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実には本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

第7条(休会)

- ① 会員は、前月の20日(20日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、20日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- ② 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の20日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第8条(コース変更)

会員は、当月の20日(20日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。20日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第9条(退会)

会員は、当月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第10条(営業日)

本クラブは原則として年中無休で営業し、営業時間は、本クラブ館内掲示またはウェブサイト等により告知する時間とします。

第11条(臨時休業)

- ① 本クラブは、施設故障やシステム不具合、自然災害その他やむを得ない事由により、臨時に休業し、または営業時間を変更することがあります。
- ② 前項により臨時休業等を行った場合であっても原則として利用料の返済や減額は行わないものとします。

第12条(免責事項)

会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。

- ① 会員が本施設を利用中に発生した怪我、盗難、紛失、その他について施設側に重過失がある場合を除き、本施設は一切の責任を負わないものとします。
- ② 会員同士のトラブルにより生じた損害(怪我や設備の破損等)については、当事者間で解決する物とし、本施設は一切関与いたしません。
- ③ 会員が本施設の設備・仕器を破損した場合は、その損害を賠償していただくものとします。特にTrackman等の精密機器の取り扱いには十分注意してください。
- ④ 会員は本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。

また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

- ⑤ ジュニア会員(18歳未満の利用者)の怪我については同伴する保護者の責任において管理されるものとし、本施設は責任を負いかねます。尚、利用時間は7時～22時の間とします。

第13条(規約および諸費用の改定)

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第14条(附則)

本規約は2026年5月1日より施行します。